

平成24年度 第12回
高野町農業委員会 定例会

議 事 録

平成25年3月18日開催
(公開用)

高野町農業委員会

平成24年度 第12回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

●開催日時 平成25年3月18日（月）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野町役場2階 大会議室

●出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實
5番 井阪晴美 6番 中林敬 7番 梶谷廣美 8番 西山一高
9番 井手上治己 10番 尾家富千代 11番 井阪征郎

以上10名出席

●欠席委員 4番 柳葵

以上1名欠席

●事務局員 事務局長 佐古典英 事務局員 下西修造 門谷佳彦

●関係者 まち未来課 下洋一

●議事事項 議案第14号 農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定
について
議案第15号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置
について
議案第16号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成24年度
の目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価、
並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活
動計画について
協議第5号 平成25年度高野町農業委員会開催日程について

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局

おはようございます。それでは平成24年度第12回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

本日の委員会ですが、出席委員10名、欠席委員1名、欠席委員につきまして4番、柳委員です。高野町農業委員会会議規則第9条による規定数を超過しておりますので、本委員会は成立しておりますので御報告をいたします。

それでは開会に当たりまして、事務局長より御挨拶をいたします。

事務局長

皆さん、おはようございます。

24年度の第12回、実質24年度最終の農業委員会でございますが、年度末何かとお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。本日も、大変風が強くて暴風警報が出ておるとい、そういう状況の中で、春間近に迫ってきておるんじゃないかなと感じております。

また、桜前線等につきましても、報道等で開花が例年より早いというふうな情報の中で、もう春も間近に来ているように感じております。

高野町におきましても、今ちょうど3月の議会中でございますが、21日まで議会があるわけですが、きょう休会ということで、卒業式等がございまして休会になっておりますので、その間に農業委員会を開催させていただくことになりました。

本日、皆さんに審議いただく議案につきまして4件の議案を提案してございます。

また詳しくは事務局のほうから御説明がありますが、農地法第3条の面積の設定、また認定電気通信事業の中継施設等の設置、農業委員会の適正な事務実施に向けた24年度の目標、またその達成に向けた活動の点検・評価、25年に向けての活動計画という1点、それと25年度、来年度4月からでございますが、農業委員会の日程等議案として提案しておりますので、忌憚のない御意見を出していただきまして、約1時間、1時間半ぐらいの会議になると思いますが、お願いしておきます。

それと、ちょっと私、農業委員会が終わってから和歌山で、きょう会議があるんですけども、ちょっと途中で中座させていただくことになりますが、かわって下西係長のほうにお願いするということでございます。ちょっと御理解いただきたいと思います。

それで、今回の3月議会におきまして、農業委員会に関する案件も何件か議会のほうに提案しまして、全て承認されておりますので、事務局のほうから、その内容についても、またきょう、その他の議案で御説明させていただきたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、短い時間になりますけども、充実した忌憚のない御意見を出していただきまして農業委員会を終わりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

事務局（門谷佳彦）

続き続きまして、審議に入らせていただきます。

まず、初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員を議長より事前に御指名をいただいております。本日の署名委員につきましては、1番、久保委員、6番、中林委員にお願いいたします。

続きまして、議長の選出につきましては、高野町農業委員会会議規則第8条により、当会の会長となっておりますので、井阪会長、議事進行をよろしくお願いします。

井阪（征）議長

それでは、平成24年度最後の第12回高野町農業委員会の定例会を開催いたします。

それでは、議題に入らせていただきます。

議案第14号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について上程します。

事務局、説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

議案第14号「農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定」について、農林水産省令で定めのある農地法施行規則第17条の別段の面積基準に基づき、高野町内の農地の別段の面積について御審議願いたい。

平成25年3月18日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページに詳しいことを載せています。

下限面積（別段の面積の設定理由見直しについて）平成21年12月施行の改正農地法により、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したとき、その面積の下限の面積とし設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務実施について」平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は毎年、下限面積別段の面積の設定、または修正の必要性について審議することとなっております。

このため、今年度平成25年度の下限面積別段面積の設定については下記のとおり、提案をいたします。

方針としまして、農地法施行規則第17条第2項を適用し、高野町全域における下限の面積別段の面積を現行の平成21年12月15日付項21高野農委第5号で告示している高野町全域の10アールの変更は行わないとする。理由として、高野町全域の耕作放棄地が年々ふえており、かつ周辺に規模拡大を希望する農家が存在しないことから、新規就農者を促進し農地の有効利用を図る必要があるためでございます。

下のほうに小さい字のほうで、農地法施行規則の文が書かれております

ので、ごらんいただきますようお願いいたします。
以上でございます。
御審査お願いします。

井阪（征）議長

ただいま事務局で説明がありましたが、御意見よろしくをお願いいたします。
御異議ございませんか。

各委員より （「異議なし」）

井阪（征）議長

御異議なければ、議案第14号について可決とし、平成25年度の別段の面積を原案どおり、高野町で全域10アールとします。
続きましては、議案第15号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置」について上程いたします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

はい。3ページをごらんください。

議案第15号「認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置」について、認定電気通信事業の中継施設等の設置するため、別紙農地を転用したいので農業上の土地利用との調整について審議願いたい。

平成25年3月18日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページに図面と場所の土地が載っております。

番号1、農地の所在、上筒香字〇〇〇〇〇番の〇、農地新区分は農振農用地内、地目は畑、面積につきましては337平方メートルのうち15.30平方メートルを転用する予定です。

所有者は、伊都郡高野町〇〇〇〇〇〇〇氏、借入人につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役社長〇〇〇〇〇〇〇〇氏、申請理由につきましては、携帯電話用無線基地局の設置の理由でございます。

なお、設置折衝記録より、付近関係者、隣接農地者、町内会長等の同意書の提出があります。

通常、転用する場合につきましては、今回のような場合、農地法第5条の許可申請が必要となりますが、同法同条第1項第7号に該当するため、転用許可が不要となる案件でございます。

また、当該地域につきましては農振農用地であります。これにつきましても農業振興地域の整備に関する法律第15条の2第6項に該当するため、農振農用地区域内における開発行為の制限に該当するため、後日また同時進行での除外処理の手續が可能となっております。

以上でございます。

御審議よろしく申し上げます。

井阪（征）委員

ただ今事務局より説明がありました件について、何かご異議・ご質問ありませんでしょうか。

各委員より （「異議なし」）

井阪（征）議長

御異議がないようですので、議案第15号について可決といたします。

続きまして、議案16号「農業委員会の適正な事務実施に向けた平成24年度の目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価、並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について上程いたします。

それでは事務局、説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

はい。6ページ、まず議案番号の修正をお願いします。

議案番号第20号のところを16号に変更をお願いいたします。

申しわけないです。

議案16号「農業委員会の適正な事務実施に向けた平成24年度の目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価、並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、農業委員会の適正な事務実施について（平成21年1月23日付20経営第5791号、経営局長通知）に基づき、平成24年度の点検評価（案）及び平成25年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）を作成したので審議願いたい。

平成25年3月18日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

まず、最初に7ページからある分でございますが、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動点検・評価の案でございます。

最初の項目につきましては、法令点検に関する項目となっております。

この点検活動記録につきましては、農業委員会の判断の透明性、公平性、公正性が内部・外部を問わず求められており、点検・評価と計画の作成をし、地域の皆様から御意見を聞いた上で決定することとなっております。

今回は、地域の意見を聞くための原案として、事務局であらかじめ作成している分でございます。

内容につきましては、内容を高野町のホームページ等で30日以上に公表し、地域の皆さんからの意見を聴取して、その後、意見募集期間終了後、意見を反映させたものを原案として作成し、その後また改めて御審議をいただく予定となっております。決定後につきましては、ホームページに公表するとともに毎年6月末までに近畿農政局に提出することとなっております。

まず、初めにあるものにつきましては、先ほどから説明しておりますとお

り、24年度の目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価（案）となっております。

まず、1番目の項目としましては、法令事務に関する業務でございます。総会等の開催日及び議事録の作成状況についてのことでございます。

本年度につきましても、皆さんに周知をしており、周知の方法としましては、事務局の備え付け及びホームページ等で公表を行っておるところでございます。議事録の作成後業務につきましても作成をしており、約10日で作成をするというふうになってございます。

議事録の内容につきましても、詳細なものを作成しております。

議事録の公表につきましては、事務局に備え付け及びホームページ上で公表しております。

ホームページ上で公表しておる部分につきましては、個人情報配慮した部分に変えております。

次のページ、他のページの隣のページになります。

事務に関する点検という部分がございます。

こちらのほうにつきましては、農地法第3条に基づく許可事務についてでございます。

この事務につきましては、昨年度24年度でございますが、農地法3条による許可申請件数については1件ございました。

そのうち、許可をされたものが1件、既に許可をしているところでございます。

事実関係の確認業務につきましては、実施状況については当事者及び地区担当委員、事務局等が現地を確認し、事実確認の関係を確認しておることでございます。

総会等につきましては、個々の事案ごとに審議を行い、地区担当委員が意見を発表し審議を行っているという状況でございます。

申請者への審議結果につきましては、許可をしておる部分でございますので1件許可をしております。

審議結果の公表につきましては個人情報に配慮し、議事録等に記載し、ホームページで公表をしておるところでございます。事務処理機関につきましては、標準処理期間、受付からおおむね14日間で行っております。

次の（2）につきましては、農地転用に関する事務でございます。

処理件数につきましては今年度1件ございます。

事務担当者による、こちらも3条と同じように事案ごとに現場を確認し事実確認を行い、審議においても事実確認等の結果を発表し、ホームページ等に公表しておるところです。

農地法の転用に関しましては、農業会議の諮問も含めまして、約30日間を行っておるところです。

次のページをお願いします。

次のページにつきましては、農業生産法人の報告でございますが、当町に

においては農業生産法人がございませんので、全て該当いたしません。

次、4番の情報の提供につきましては、貸借を行っている件数が9件ございましたので、その集計を行い、公表を25年1月にホームページ上で公表をしております。

次の権利の移動調査の状況の把握にしましても、これも法定業務の分でございますが、事務局のほうで処理をしております。

続きまして、5番の法令事務でございますが、この件については年間処理件数10件のうち、利用集積計画に基づくものでございます。これについては10件とも申請し、10件とも許可をしている分でございます。

6番については、この件について地域の皆さんからの意見をたどいま募集中でございますので、空欄となっております。

次の9ページの左上のほうでございますが、遊休農地の処置に関する評価でございます。

平成25年3月現在の管内の農地面積については146ヘクタールで、今年度利用状況調査に基づき、今年度までの集計をした遊休農地の面積が14.1ヘクタール、全体の割合としまして9.7%となっております。

課題としましては、当町は中山間地域で平野部が少なく、傾斜地の農地等の作業効率の悪い農地が多く、また高齢化、農産物価格の低迷等のより遊休化する懸念があります。

また近年、鳥獣被害が増加し、耕作困難農地が増加しているが担い手はなく、高齢者ゆえ除草等の指導は難しく、耕作放棄地の拡大に苦慮しているというのが課題でございます。

この課題に向けて、平成24年度の目標及び実績を立てておるところで、目標につきましては1ヘクタールございましたが、実績については3.1ヘクタールの集積がございました。

達成率ですが310%とあります。

3番の活動に向けての目標につきましては、8月から10月まで計画として調査を行うというふうになっておりましたが、実際につきましては8月から12月、皆さんに農地の利用状況調査を行っていただきました。

その結果、指導が必要な件数としましては119件で、指導面積については同様の14.1ヘクタール全てのものでございます。

評価の案については、妥当であるということの評価とさせていただいております。

次の促進等の事務に関する評価でございますが、25年3月現在における農家数につきましては156戸、うち就業農家が6戸、法人農家がゼロでございます。目標と評価につきましては、今年度の目標としては2経営体の認定農業者を確立する予定をしておりましたが、実績はありませんでした。

次のページが担い手の集積に関することでございます。

同じく平成25年3月現在の管内農地面積については146ヘクタール、これまで集積結果等については1.3ヘクタールとなりますので、集積率では

全体の10%ということでございます。こちらも同じように、目標に対する実績評価がのっております。

続いて、3番の違反転用の適正な対応につきましては、今年度違反転用と認知された分につきましては1件もございませんでしたので、これもまた引き続き、皆様のパトロール等を行っていただき、違反転用がないようにやっていきたいと思っております。

次の11ページのほうでございますが、11ページからは平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画になります。

まず、法令事務としまして、遊休農地に関する分でございます。

これは先ほどと変わらないので同じ数字でございます。

活動目標としましては、ことしも同様に、7月から11月の間において農地利用状況調査を行っていただく計画となっております。

遊休農地の指導につきましては、順次終わる段階からによりますので、10月から12月までの間について全ての遊休農地の対象者へ指導を行う予定としております。

次の隣のページでございますが、促進事務等に関することでございますが、来年度も今年度と同様に認定農業者2経営体の認定を目指していきたいと考えております。

次のページでございますが、こちらも同様に担い手への農地の利用集積に関してでございますが、今年度、24年度と同様に集積面積約1ヘクタールを目標に設定をしております。

最後に違反転用の適正な対応につきましては、違反転用等、ここ最近はございませんので、よりないように徹底的なパトロール等を行い、違反転用ゼロを維持することとしております。

以上が、平成24年度の点検・評価の内容及び平成25年度の目標に向けた活動計画案でございますので、御審議よろしくお願いいたします。

井阪（征）議長

はい、どうも。

御意見、御質問がございましたら、よろしく願いいたします。

各委員より （「異議なし」）

井阪（征）議長

御異議なければ、議案第16号について、可決いたします。

続きまして、協議第5号「平成25年度高野町農業委員会定例会開催日程」について上程いたします。

事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（門谷佳彦）

協議第5号「平成25年度高野町農業委員会定例会開催日程等」について、このことについて、平成25年度の高野町農業委員会開会日程（案）について、別添のとおり協議願いたい。

平成25年3月18日提出、高野町農業委員会会長、井阪征郎。

次のページに受付日から開催予定日というふうに載っております。

本年度は毎月20日程度を予定しておりましたが、県の標準事務処理期間の関係の指摘がございましたので、25年度は事務局案としては、毎月15日前後から20日までの間で行う予定というふうに（案）を作成しておりますので、皆様の御意見、御協議願います。

井阪（征）議長

事務局で説明いたしました日程について、御質問、御意見ございませんか。

事務局（門谷佳彦）

済みませんが、一部訂正をお願いいたします。

今、8月31日本庁締め切りという案件が、7月31日締め切りのほうになりますので、修正をお願いします。

井阪（征）議長

御意見ございませんか。

各委員より （「異議なし」）

井阪（征）議長

御異議なければ、協議第5号については以上とします。

その他について、事務局より、よろしく願います。

*****事務局長他の公務の為退室。以降事務局長代理着席*****

事務局（下西修造）

それでは、事務局長にかわりまして、事務局長は他の業務がございましたので、私がかわりにその他としまして、こういうのがございます。

事務局長から審議前にお話しがありましたが、一件目、先般の農業委員会報酬の件でございますが、議会会期中ではございますが、高野町特別職であります農業委員の報酬の額の改正ということで、承認になりました。

また、平成25年度、当初予算でも承認されました。

農業委員の任期、平成26年7月となっておりますが、今回の改正で農業委員会会長が5万円から10万円ということです。

そして、同委員につきましては、5万円から7万円に改められました。

二件目としまして、これも当初予算の関係ですが、農業委員会の視察研修についても承認いただきまして、長野県の高森町の「まるごと収穫祭」に一泊二日、11月に予定しております。

内容としまして、高野町の農業委員会の委員会との意見公開、予定しています。

そういった、また11月に農業委員会がございますが、また農業委員会で追って調整させていただきたいと思えます。

平成25年につきまして、議案16号にありましたように、農業委員会の適正な事務実施について、掲げていますように、目標に沿って各委員の活発的な活動、御意見をいただきますように、お願いしまして、御報告とさせていただきます。

井阪（征）議長

ありがとうございました。

これをもちまして、閉会いたします。

*****午前10時40分 閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成25年3月26日

会 長

署名委員 1番

署名委員 6番

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。